

社会福祉法人 麗 峰 会
グループホーム沖縄一条園 運営規程
(介護予防事業兼用)

グループホーム沖縄一条園 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗峰会が設置運営する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応共同生活介護（短期利用共同生活介護も含む）の運営（以下「事業」という）及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 本事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 グループホーム沖縄一条園

所在地 沖縄県沖縄市与儀3丁目5番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ア 管理者1名（常勤・兼務可）

従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有する。

イ 計画作成担当者1名（常勤・兼務可）

認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

ウ 介護職員7名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

エ 看護職員1名以上（非常勤）

利用者の健康管理に関する業務を行う。

(入所定員及び居室数等)

第6条 入所定員は、1ユニット9名とする。

2 居室(個室)、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

(定員の厳守)

第7条 事業所は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りではない。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

2 利用者本人以外のもは施設内に許可無く出入りをしない。

3 施設内に許可無く飲食物を持ち込み、飲食をしない。

4 外出などする際は、事前に施設の許可を得、無断で施設を離れないようにする。

5 レク等を行う場合は職員の指示・指導に従って行うように心がける。

6 利用者の面会を行う際は、事前に面会予約し、職員の指示に従う。

7 災害時の避難や施設の運営等に出来る限り積極的に協力するよう心がける。

8 その他の留意事項については、グループホーム沖縄一条園重要事項説明書を参照。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当該事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第11条 本事業は、要介護者・要支援者(要支援2)であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入所申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態にある者であることを確認をする。
- 3 入所申込者が入院治療を要する者であること等利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者の退所の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。
- 6 利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(介護計画の作成)

- 第 12 条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 4 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
 - 6 第 2 項から第 4 項までの規程は、前項に規定する介護計画の変更について準備する。

(介護等)

- 第 13 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。
- 2 本事業は、利用者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはしない。
 - 3 利用者の食事その他に家事等は、原則として利用者と従事者が共同で行うよう努める。

(介護の内容)

第 14 条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- イ 日常生活上の世話
- ウ 日常生活の中での機能訓練
- エ 相談、援助等

(食事の提供)

第 15 条 食事の提供は、利用者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。
また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。

2 食事の時間は概ね以下のとおりとする。

- ア 朝食 午前 8 時～
- イ 昼食 午後 12 時～
- ウ 夕食 午後 6 時～

(社会生活上の便宜の提供等)

第 16 条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 17 条 利用者が医療機関に入院する必要があるとき、1 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 利用者が医療機関に入院する必要があるとき、1 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。

(利用料等)

第 18 条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

ア 家賃 1,030 円/日

イ 食材料費

認知症対応型共同生活介護（予防含む） 1 日 1,445 円

短期利用共同生活介護（予防含む） 1 日 1,445 円

(朝：400 円 昼：545 円 夕：500 円)

ウ 水光熱費 670 円/日

エ 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、家賃とする。

オ その他通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用については、すべて自己負担であり、利用者及びその家族の同意の上で徴収する。(実費例：輸送費、医療費、おむつ代、理美容代、嗜好品等。)

- 2 月の途中における入所又は退所については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、口座振込等によって指定期日までに受ける。

第 19 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(外出及び外泊)

第 20 条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、管理者に届け出るものとする。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

2 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 22 条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第 23 条 管理者は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 当園では、身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、従業者への研修の内容、身体的拘束等排除及び虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、場合により、他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することもある。
- (3) 従業者は、年 2 回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束)

第 24 条 本事業の提供において、常に利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施する。

2 本人又は他の利用者の生命・身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(入退居の記録)

第 25 条 入所に際しては入所の年月日及び入所している事業所の名称を、退所に際しては退所の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(勤務体制の確保等)

第 26 条 利用者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 従業者の質の向上のためにその研修の機会を確保する。
 - ア 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - イ 経験に応じた研修 随時

(健康管理)

第 27 条 従業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(衛生管理)

第 28 条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時対策・協力医療機関等)

第 29 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

- 2 利用者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。
- 3 協力医療機関を定めておく。
- 4 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(掲示)

第 30 条 事業所の見やすい場所に、経営理念、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 31 条 従業者は、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

(苦情処理)

第 32 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族への説明、記録の整備等必要な措置を講ず

る。

(調査への協力)

第 33 条 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうか確認するため市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第 34 条 運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き、会議内容を記録し公表する。

(情報の開示)

第 35 条 本事業の提供において、常に自己評価を行い、定期的な外部評価を受け、結果を公表する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 36 条 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に対して当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護からの退所者を紹介することでの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ妥当、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

第 37 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から5年間保管する。

(事業継続計画)

第 38 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が出る限り継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第 39 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人麗峰会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 3年 7月 1日 改訂。

令和 3年 8月 1日 改訂。

令和 4年 4月 1日 改訂。

令和 4年 8月 1日 改訂。

令和 5年 4月 1日 改訂。

令和 6年10月 1日 改訂。

令和 7年 4月 1日 改訂。